

Q 誘拐はどのように実行されますか。

1 誘拐の類型及び犯行手順

誘拐は、人里離れた場所で発生する場合（地方型誘拐）と、都市部で発生する場合（都市型誘拐）によってそれぞれに特徴が見られますが、ほとんどの誘拐事件は、（１）誘拐の目的に合った人物を選び、（２）実行のための下調べを行い、（３）計画に基づき拉致、（４）監禁する等、以下に示すような入念に準備された一定の犯行手順で実行されます。

■（１）誘拐対象者の選定

誘拐の対象は、個人的な怨恨や復讐を別にするると営利目的と政治的目的によって違いが見られます。
ア 営利目的の場合、主に裕福な家族の一員または資金のある企業（外国企業も含む）の社員などが対象となります（この場合、実際に裕福であるかどうかは別として、裕福そうに見えるだけで危険性は格段に高まります）。家族を対象とする際には、身代金の準備を行うこととなる者を避けてその配偶者や子供が選定されることもあります。

イ 政治的目的の場合、政府関係者や国を代表するような大企業または経済開発プロジェクトの関係者が選ばれることが多く、政府の政策変更や収監されている仲間の解放などの要求に加え、革命税や献金の名目で金銭が要求されることもあります。

■（２）下調べ

誘拐グループの活動地域に不用意に立ち入ってきた者を誘拐するような場合を除き、多くの場合、犯人は、綿密な準備を行います。通常、犯人は誘拐目標としてまず、複数の候補者を選定したリストを作り、その中から、入念な下調べを行い、主に次の点を確認し、最終的な対象者を決定すると言われています。

- 誘拐の目的を達成することができる者であること。
- 接近が容易であること。
- 特定の時間、場所にいることが予測可能なこと。
- 防御体制が弱いもの。

下調べは、１週間から２、３か月にも及び、誘拐対象候補者１人１人につき、行動の特徴や警備状況に関し、尾行や監視等（カップル、オートバイ、電話会社の車など何気ないものに注意）の様々な手段を使って行われます。このような下調べの結果、具体的な誘拐方法が決定されます。下調べは、犯行が実行されるまで行われ、誘拐対象者の警備が十分強化されているような場合には対象者を変更する等、状況に応じて誘拐計画が変更されることもあります。

■（３）拉致

都市型誘拐の場合、何時、何処で、危険をおかさずにどの様に拉致するかが犯人側にとって重大な問題となります。

これまでの都市型誘拐事件をみると、場所としては自宅または通勤途中、時間としては朝や夕方の通勤時間帯に多く発生しています。特に、自宅や職場の周辺、どの経路を選んでも必ず通らなければならない地点で最も多くの誘拐事件が発生しています。

また、通常、犯人は武装しています。しかし、誘拐を行おうとしている以上、犯人は、誘拐の標的を殺害する意図はもっていない可能性が高く、武器を所持する理由は、威嚇と自己防衛のためと考えら

れます。ただし、標的が激しく抵抗する場合には、犯人は躊躇なく武器を使用します。
最も多く見られる拉致の方法は、自動車で進路を塞いで、銃器により威嚇し、被害者を車から引きずり出し、別の車に移して急いで現場から立ち去る方法です。拉致後は尾行されないよう、また、解放された人質が後で捜査当局に十分な情報提供ができないよう人質を目隠しし、監禁場所へは直行せずに回り道をすることもあります。

Q 脅迫事件や誘拐事件の被害者とならないためには、日頃どのような点に注意しておく必要がありますか。

脅迫や誘拐されないためには、自らの身は自ら守る心構えを持ち、危険度に応じた対策（通勤時の安全対策、住居の警備強化、日常行動上の注意等の総合的な対策）をとることが重要です。特に、海外で安全に暮らすためには次の3原則が重要です。

「目立たない」

「用心を怠らない」

「行動を予知されない」

危険度の高い地域では、行動パターン（通勤時間、使用する道や施設）を常に変え、狙われにくくすることが重要です。

1 心構えと情報収集

まず、心構えとして、自分や自分の会社は大丈夫という考えは絶対禁物です。そして滞在する国、地域の情勢を常日頃からよく理解しておく必要があります。どのような事件が起きているか、外国企業に対する脅迫事件は起きているか、外国人の誘拐事件は起きているか、日本人や日本企業に対してどのようなイメージが持たれているか、何らかの社会問題が起きているかなどにつき常に目を光らせ、情報を収集しておくことが重要です。特に、自分や家族、社員を守るための情報は、他人任せにせず、自ら収集する努力が必要です。

こうした情報は、現地新聞、ラジオ、テレビ、インターネットなどの公開情報からも多くを集めることができますが、個人では入手しにくい情報は、現地の日本大使館、総領事館、現地の日本人会、日本商工会議所などから入手するよう努めてください。

なお、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）には、各国の治安情勢を包括的にまとめた「安全対策基礎データ」「危険情報」「テロ・誘拐情勢」や、安全にかかわる情報をお知らせする「スポット情報」「広域情報」も掲載されていますので、各国の日本国大使館・総領事館のホームページに掲載されている情報と併せて安全対策を検討する際の参考にしてください。

■（１）脅迫関連情報

脅迫の場合、対日感情の悪化を原因とする、「日本人を殺す」などの不特定多数を対象とする脅迫の場合を除けば、通常は、理由がなければ脅迫されることはないといわれています。最新の治安情勢を踏まえつつ、会社であれば被雇用者との関係や取引している会社や個人との関係など、周囲によく目を配りながら日々を送ることで脅迫の対象となる危険を減らすよう努めてください。

■（２）誘拐関連情報

誘拐事件に巻き込まれないために収集すべき情報には、誘拐の脅威に直接関係ある情報と、誘拐予防のための安全対策に関する必要な情報があります。誘拐の脅威に直接関係ある情報としては、所在地または出張先における誘拐事件の発生の有無や頻度があげられます。過去に事件が発生している場合は、事件の概要、誘拐犯行グループの特徴と活動内容、外国人、特に日本人に対する脅威等に関する情報を集める必要があります。なお、誘拐事件が発生していない場合でも反政府グループやテロ組織等が活動している地域では、その動向に細心の注意を払います。

誘拐予防のための安全対策に関する必要な情報としては、現地在住の外国人や現地の有力者がとっている対策を参考にしつつ、無線機の設置や車両の改造（防弾車等）といった警備強化措置についての現地の法律上の規制、現地で利用できる警備機器、警備員・警備会社の信頼度等について予め調べておく必要があります。また、現地で十分な警備機器が入手できない場合には、どのような経路で入手できるかを調べます。

2 兆候の発見と予防策

■ 誘拐の兆候

計画的な誘拐には必ず兆候があります。このため、その兆候の発見が誘拐防止の鍵となります。誘拐犯は、通常複数の対象者を選び、誘拐の目的に合致し、他と比べて危険なく誘拐できそうな者を選び出すと言われています。

ア 誘拐犯の狙い

誘拐犯は、まず狙いをつけた人物につき、勤務先、家族、会社案内等の公表資料から本人の写真、車のナンバー、出勤・退社時間等の情報をできるだけ多く集めます。次に、その人物が誘拐に備えてどんな安全対策をとっているのかを観察し、いつ・どこで・どんな方法で誘拐するのが一番確実かを探るため入念に見張りを行います。

イ 兆候の発見

誘拐の兆候を発見するためには、職場や住居の周辺、通常の移動時に、自分の周囲で少しでも普段と違う点がないか注意を怠らないことが大切です。見張りを見破るためには、無意識に用心できるよう習慣づけることが大切であり、日頃から自分の周囲のちょっとした変化を見つける感性を磨くことが肝心です。事実、ほとんどの誘拐事件では、事件発生前に何らかの予兆があることが明らかとなっています。

ウ 過去に発生した日本人誘拐事件における兆候

これまでに発生した日本人誘拐事件の多くは、誘拐の前に何らかの兆候があったことがわかっており、その時点で必要な対策をとっていたら誘拐を防ぐことができた可能性もあります。

ある日本人被害者の例では、誘拐前に、献金要求などが数回あり、また、他の例では、通勤途上、1日2回もオートバイに乗った不審者に追跡されたり、自宅に無言電話が数回かかっており、これらを誘拐の兆候としてとらえ対応すべきであったと言えます。日常生活において、誘拐対策を継続的に実行することは難しいかもしれません。しかし、誘拐事件が多発している地域では日頃から一般的な対策をとり、誘拐の兆候に注意しておく必要があります。誘拐の兆候が感じられる場合には、更に対策を強化します。

特に、反政府ゲリラやテロ組織等が活動している地域では、潜在的な誘拐の脅威が常にあると考えた方が多い場合が多く、日頃から、このような組織の外国人、特に日本人に対する言動には細心の注意を払い、敵対的な様子が感じられる場合には、一時的に現地から離れる等の警戒措置をとるこ

とが望めます。

エ 兆候の例

- 自宅や勤務先周辺に不審な人物がいる
- 自宅周辺に不審な車が止まっている
- 身に覚えのない郵便物や宅配便が届く
- 不審な警察官に質問を受けた
- 誰かに尾行されている気配を感じる
- 脅迫を受けたことがある
- 無言電話が増加している
- 電話に時々雑音が入る
- 献金の要求がある
- 人から、郊外の別荘、観光地等に誘われている
- 現地の従業員とトラブルがあった
- 居住している住居の使用人や警備員の態度がおかしい

3 日常生活における注意

脅迫犯や誘拐犯は被害者の普段の生活パターンに関する情報を収集した上で犯行を計画します。したがって、日頃から安全に対する心構えをしっかりと持ち、生活全般を通じ脅威度に応じた予防措置をとる必要があります。

■（１）隣人

住居周辺での不審者を発見するためにも、また、万一住居に異常事態が発生した時に助けを得るためにも、近隣の住民とは日頃から良好な人間関係を保つよう心掛けます。

■（２）訪問者

すぐには扉を開けず、覗き窓から訪問者の身元を確認します。身元確認後、扉を開ける時にも、安全チェーンをかけたまま、もう一度確認してから扉を開けるくらいの用心が必要です。時として、警官の制服を着用したり、工事人を装って室内に入り込もうとすることがありますので、不審な点がある場合には、電話で関係者に身元を確認するようにします。

■（３）運転手・使用人

運転手や使用人を雇うときには、前の雇い主に問い合わせるなど必ず身元調査を行います。前任者から信頼できる人物を引き継ぐことも考えられます。使用人には、来訪者に対する警戒、電話対応時の注意、家人がいない場合の応答要領、家族の行動予定を他人に話さないこと等を十分に理解させます。また、使用人が犯人を招き入れた事例も報告されていますので、運転手や使用人を安易に信用したり、逆に厳格に処遇して恨みをかったりしないようにします。

5 電話に関する注意

電話機の側には、メモ帳と筆記具、緊急連絡先リスト（日本国大使館・総領事館、警察、消防、病院など）を常に置いておき、持ち出せるようにしておきます。必要ならば録音装置の設置も考えま

す。

自宅の電話番号、住所などは電話帳に載せず（固定電話を架設すると自動的に電話番号が電話帳に載せられてしまう国もあるので注意して下さい。）、必要最低限の人にしか電話番号を教えないように注意します。

日本の習慣で、電話をとる時に、ついこちらから名乗ってしまいがちですが、犯人が探りを入れるための電話である可能性もあるので、相手が名乗るまではこちらから名乗るのは避けるべきです。少しでも不審を感じたら、番号違いと言って電話を切ります。

6 車で移動時の注意

脅迫・誘拐の脅威が認められるような状況では、車で移動する時にも十分な対策をとっておく必要があります。

■（１）通勤経路

通勤経路は2つ以上確保します。経路の選択にあたっては、実際に走ってみて、一方通行路や人通りの少ない脇道は避け、交通量の多い大通りを選びます。選定した経路の道筋や警察署等の緊急時の避難場所をよく覚えておき、運転手にも教えます。

■（２）乗車時

車の乗降時と、車庫から幹線道路までの間が最も危険で、狙われやすいので、自宅を出る前には、不審な車や人が周囲にいないか注意し、少しでも異常を感じた場合は、安全が確認されるまで乗車しないようにします。帰宅時も自宅周辺の安全を十分確認してから、車庫に入れるようにします。

■（３）運転中

走行中はすべてのドアをロックし、窓は閉めるか、わずかの隙間だけ開けるようにします。これによって、例えば、交差点で停車した際、容易にドアを開けられて外へ引きずり出されることを防ぐことができます。

路肩寄りを走ることは、容易に路外へ押し出されて停車せざるを得ない状況に追い込まれる危険があります。道路は中央寄りを、また、車線の多い道路では中央レーンを走行し、前後左右に十分な車間距離を置くように心掛けます。

治安の悪い地域では、夜間における移動は避け、どうしても夜間または長距離を走らなければならない場合は、できるだけ複数の車両で行動するようにします。

更にバックミラーで追跡車の有無をチェックし、少しでも異常を感じたら方向を変え、付近に警察署があればそこへ向かう等の退避行動をとります。

■（４）運転手

危険度の高い地域では、運転技術だけでなく、身元のしっかりした運転手を選び、必要ならばディフェンシブ・ドライビング（事故を防ぐための運転方法）の訓練を受けさせ、運転手自身が身辺警護員であるとの自覚を持たせるようにします。更に脅威度が高い場合には、運転手とは別に身辺警護員をつける必要もあります。また、後部座席ばかりに座っていると主人であることがすぐに分かってしまうので、時には助手席に座ることも、犯人の目を欺くには有効です。

Q 脅迫を受けたときは、どうしたらよいですか。

1 最初に脅迫を受けたときの対応

脅迫を受けた場合、まず落ち着いて、次のような対応をとります。

■（１）電話等の場合

ア 相手の声の特徴（低い・高い、しわがれた声か、男性か女性か、特徴的なイントネーションがあるか等）、脅迫の内容、電話から聞こえる雑音その他電話から聴き取った状況などを、可能な限りすぐに書き留めておきます（日頃から電話機に録音装置をつけておくことが望ましい。）。

イ 電話や電子メールなどによる脅迫で、全く時間の余裕がなく、関係者に直ちに危害が及ぶおそれがあり、かつ、具体的な見返り要求のないもの（例えば「10分後におまへの会社を爆破する」、「今日帰宅する長男を学校帰りに誘拐する」など）の場合は、周囲に不審物はないか注意を払い、とりあえず安全な場所に避難するとともに現地警察に通報し、爆発物の有無等を大至急調査してもらいます。

■（２）手紙の場合

封筒、便箋をできるだけ汚さず、その後の当局による捜査資料等に使用できるよう指紋を付けないようにきれいに保存します。

2 関係機関への通報・相談

次に、脅迫者から何らかの具体的要求があり、犯人側もそのような要求の実施までにある程度時間的猶予を見込んでいると考えられる場合（「何月何日までに金を用意しろ」、「工場の操業を停止しろ」など）については、現地の日本大使館、総領事館に脅迫の内容などを至急通報し、対応策を相談してください。また、日本に本社や家族があるときは、同様に脅迫があった旨を連絡してください（その際、秘密保持に十分注意してください。大使館、総領事館では、所要の情報保全を行います。）。

在外公館では、被害者側の要望に応じて、例えば現地の治安当局の信頼できる筋に脅迫の真偽の調査、とるべき措置の助言、注意事項の指摘、警備などを、外部に漏れない形で要請します。また、現地の日本大使館、総領事館は、過去に発生した同種の事件に基づいて、脅迫を受けた方に対し、できる限りの助言を行います。

しかし、それらの情報に基づいてどのような措置をとるかは、最終的には脅迫を受けた被害者とその日本における関係者が決定しなければなりません。

3 警戒の強化

時間がある場合であれ、ない場合であれ、脅迫が明白にいたずらと判断されない限り、脅迫の内容に応じて警戒措置を強化（身の注意、身辺警護員や事務所警備員の雇用・増強、ホテル等安全な場所への一時的避難など）する必要があります。

4 脅迫内容の分析

■（１）脅迫原因の分析

次に、脅迫の信憑性や原因につき、自分（企業）なりに分析することが重要です。その際には、自分自身や企業に恨みを持つ者がいないか（雇用あるいは不満を持っている現地職員、家事使用人など）、過去に何らかのいやがらせ（無言電話、車をパンクさせられる、事務所の窓ガラスを割られる、いたずら書きをされるなど）をされたなど、前兆とみられる事案の有無を調べ、犯人の手掛かりと考えられるようなものや、犯人の心当たりがないか、検討する必要があります。

■（２）脅迫の信憑性の分析

脅迫状に現存するテロ組織の名前が使われているような場合には、現地の信頼できる治安当局の専門家に届け、その信憑性の分析を依頼するのが最も確実です。脅迫状を発信したのが真にテロ組織に属する者である場合には、その主張、使用する文体・用語法などに特徴があり、真偽の判定を行うことは比較的容易とされています。ただし、分析の結果、脅迫状の発信者がテロ組織に属する者ではないことが判明しても、特定の人から脅迫を受けているとの事実には変わりはありません。また、人命に係わるような脅迫で、外部に漏れることを防ぐ必要がある場合は、万が一に備え、現地警察への分析依頼の方法についても、現地の日本大使館・総領事館とよく相談してください。

5 情報管理

■（１）情報管理の必要性

脅迫事件の公表については、脅迫の内容が人命にかかわるような場合には、特に慎重な配慮が必要です。現地でも、また日本でも、事件の発生自体を「秘密」扱いとし、情報共有は真に知る必要がある人に限って対処していくことが必要です（現地人従業員や運転手、自宅の被用者などの中に犯人と通ずる者がいる可能性も排除されません。）。

一般的に、脅迫事件が報道などで公になった場合、下記（２）のような問題が生じる可能性があるため、報道機関等外部からの照会に対しては慎重に対応することが必要です。まずは、脅迫の事実の有無を含め、情報管理を徹底させることが必要です。対外的に事案をどのように扱うのかについて方針を決め、これを現地（及び日本）の関係者間で共有し、外部から問い合わせがあった場合の答え方を統一しておくのがよいでしょう。

■（２）事件発生が広く知られた場合の問題点

脅迫事件の発生を報道機関等に公表する場合には、以下の点を慎重に考慮し、外務省や現地の日本大使館・総領事館と緊密に連携を取った上で対応することが重要です。

ア 脅迫者は、脅迫の事実を警察当局に通報しないことを被害者に要求することが多いが、脅迫が公になったことで、警察当局に脅迫の事実を知られたと判断し、極端な行動に出たり、要求内容をつり上げたりする可能性がある。

イ 脅迫の目的が、社会的不満の表明や特定の企業に対する怨恨などである場合は、事件を公表することで犯人側の目的を達成させてしまう場合があり、その後の活動や生活に支障を来すおそれがある。

る。例えば、ある企業の活動が特定の集団のみに利益を与えているとして、その活動の中止を求めてくるような場合は、脅迫状の公表の結果、同企業への反対運動、更には反日活動へとつながる可能性がある。反政府ゲリラ組織による脅迫の場合などは、脅迫の事実がマスコミで大きく取り扱われることで、同組織の主張を宣伝する場を提供してしまうおそれがある。

ウ 脅迫の対象が不特定多数の場合、事件が公になれば、脅迫を受けた者が極端な反応を示してしまう可能性がある。例えば「日本人を殺す」、「工場の従業員を殺す」といった脅迫は、安易に公開されることによって不必要に過度の反応が脅迫者から出るおそれがある。

エ 事件が公になることにより、仲介者を名乗る人物が複数現れ、その真偽の見極めが困難になり、事件が複雑化する上に、不必要に長期化する可能性がある。

オ 社会的不満の表明（特に対日感情が悪化しているような場合）を目的とするような脅迫の場合、同様な脅迫を行う模倣犯や便乗犯が出て、真犯人を特定することが困難になり、どの脅迫が本物で、どれがいたずらであるのかの判断が困難となる可能性がある。